

人権・人道セクション論文要旨

本稿の目的は、米国が国際秩序の危機においてなぜ人権保障の担い手でいられなくなったのかを多角的に分析し、その構造的な要因を明らかにすることである。国際秩序の危機の一因として、近年のトランプによる多国間協調路線から離脱する動きがあるが、その背景には複雑な構造がみられる。本稿はそのような危機を乗り越えるうえで、原因となる構造を分析し、国際的に持続可能な人権保障の枠組みを提起しようとする点で重要な意義を持つと考える。

本稿では、第一に米国の人権外交を分析した結果、米国の人権外交は理想と国益の狭間で揺れ動き、冷戦期には反共を優先し、ポスト冷戦期以降も安全保障や経済との間で一貫性を欠いていたことが明らかとなった。第二に米国の制度的側面を分析し、主権意識の強さや憲法構造が国際的な人権制度との齟齬を生み、条約批准への消極姿勢や国際機関からの離脱が制度の脆弱性をもたらしたことを述べた。第三に米国の制度にとどまらず政治・文化的側面に着目し、米国例外主義や国内の分断が人権外交を不安定化させ、政権交代によって 180 度方針転換することで、国際社会における米国の信頼性を低下させていることを明らかにした。以上の分析によって、これらの複雑な現象が重なり、米国中心の人権保障体制は限界を迎えていることが分かった。さらに本稿では、米国が中心となった国際的な人権保障体制の脆弱性を突き止めることで、人権保障体制の再構築として、国際制度の基盤強化、地域連携の活用、企業・NGO といった非国家アクターの参画の含意を示した。

以上から本稿は、米国が国際的な人権保障体制の担い手でいられなくなった原因を米国の内外ともにみられる人権に関する根本的な矛盾だと結論づけた。そのため、米国を主軸とした人権保障体制ではなく、多様なアクターが責任を果たすことのできる協調型の国際秩序が必要であると考ええる。

米国人権外交の揺らぎと国際秩序の再構築

～人権保障理念と現実の交錯から新たな枠組みを探る～

目次

序章	3
第 1 章 米国の人権外交の歴史的変遷.....	4
第 1 節 1940 年代：人権理念の台頭と現実の間で	4
第 2 節 1970 年代：「人権外交」の誕生とその衰退	5
第 3 節 1980 年代からオバマ政権の人権重視路線	6
第 4 節 トランプ政権と人権外交の後退	7
第 2 章 人権外交の歴史的変遷における国内の制度的制約（条約体制と国内政治構造の関わり）	8
第 1 節 人権条約への消極姿勢：歴史的経緯	8
第 2 節 国際人権機関との関係	9
第 3 章 政治文化的背景：米国例外主義と価値観外交の変容	10
第 1 節 米国例外主義	11
第 2 節 国内世論と政党政治：人権外交の政治対立	12
第 3 節 宗教・保守理念と人権概念の再定義	13
第 4 章 米国中心の国際人権保障体制の限界	14
第 1 節 米国人権外交の一貫性の欠如と信頼性の低下	15
第 2 節 国際構造の変化：多極化と規範競争	15
第 3 節 制度設計上の課題：米国依存の構造	16
第 5 章 持続可能な人権保障のための国際秩序再構築	17
第 1 節 制度的基盤の補強	17
第 2 節 地域的連携の可能性	18
第 3 節 非国家アクターの活用	18
第 4 節 結語	18
終章	19

序章

第二次世界大戦（以下 WWⅡ）後、米国は国際人権規範の確立と推進に中心的役割を果たしてきた。1948 年の世界人権宣言¹採択においては、エレノア・ルーズベルト（Eleanor Roosevelt）が国連人権委員会（United Nations Commission on Human Rights: UNCHR）委員長として主導し、人権保障は戦後の国際秩序の柱として位置づけられた²。しかし、それから数十年の間に展開された米国の国際的な人権外交は、普遍的な人権という理想主義的な側面と現実的な国益追求との間で揺れ動き、現在、そのリーダーシップの持続可能性が疑問視されている³。本稿は、「なぜ米国が国際秩序の危機において人権保障の担い手でいられなくなったのか」という問いを起点に、米国の人権外交を多角的に分析・評価し、国際人権保障の持続可能な秩序再構築の方向性を提起することを目的とする。

問題意識には、近年の国際秩序の危機がある。リベラルな国際秩序は冷戦終結後に頂点を迎えたが、竹内（2023）は、米国主導の国際秩序は後退したとし、その要因に中露の勃興、米国の後退、そして多くの国々がグローバル化により従来の秩序から漂流したことを指摘している⁴。とりわけドナルド・トランプ（Donald Trump）は第 1 次政権で米国の伝統的な多国間主義から後退し、国連人権理事会（United Nations Human Rights Council: UNHRC）からの離脱や国際協定の軽視といった行動により、戦後秩序の維持に消極的な姿勢を示した⁵。これは、人権保障体制にも直結する問題である。なぜなら、現在まで続く人権保障体制は米国を筆頭に西側諸国の主導する国際秩序の中で制度化・強化されてきたからだ⁶。その秩序が機能不全に陥り、米国が人権の担い手として振る舞えないのであれば、グローバルな人権保障は重大な転換点を迎える。

本稿では、WWⅡの戦勝国として多国間協調の枠組みを主導して構築した米国を人権保障の担い手とし、米国の人権外交を国内要因と国際構造要因の交錯する現象として捉える。自由民主主義国の連携を前提としたリベラルな国際主義による枠組みを国際秩序とし、そ

¹UN General Assembly, Resolution 217A (III), Universal Declaration of Human Rights, A/RES/217(III) (December 10, 1948).

²東京都人権啓発センター（2022 年 2 月 7 日）「採択から 70 周年を迎えた世界人権宣言」<https://www.tokyo-jinken.or.jp/site/tokyojinken/tj-80-feature.html>、（2025 年 5 月 27 日閲覧）。

³CNN.co.jp（2022 年 5 月 23 日）「海外で高まる米国のリーダーシップ、国内状況との差異に覚える胸騒ぎ」<https://www.cnn.co.jp/usa/35187815.html>、（2025 年 5 月 27 日閲覧）。

⁴竹内俊隆（2023）「アメリカ世界秩序の終焉——マルチブルックス世界の始まり」『国際安全保障』50(4)、p.111。

⁵大津留智恵子（2021）「バイデン外交における人権」『国際問題』（704）、p.5。

⁶寺谷広司（2019）「人権一般条約の実効性と公正性——『建設的対話』の制度的条約に関する覚書」『国際問題』（680）、pp.5-6。

れが持続可能でなくなることを危機とする⁷。そして、その枠組みを構成するリベラルな国際主義とは、自由主義の開放性、法の支配、互惠主義、無差別の原則の諸特徴も備えているものとする⁸。

本稿の構成は以下のとおりである。第 1 章では米国の人権外交の歴史的変遷を概観し、第 2 章では米国内の法制度等を国際条約を批准できない要因とし、具体的な影響を分析する。第 3 章では米国の政治文化・理念的側面が人権外交の方向性を規定したことを論じる。第 4 章では以上を踏まえ、米国中心の国際人権保障体制の限界を明らかにする。第 5 章では今後の持続可能な人権保障にはどのような国際秩序の再構築が必要かを検討する。最後に結論として本稿を総括し、国際的に持続可能な人権保障の実現に対する含意を示す。

第 1 章 米国の人権外交の歴史的変遷

本章では、米国の人権外交の歴史を概観する。具体的には、1940 年代、1970 年代、1980 年代～バラク・オバマ（Barack Obama）政権、そしてトランプ政権という 4 つの時期に分けて、それぞれの特徴を整理する。また各時期において米国が人権問題に直面した際の政策選択と、要因について検討する。

第 1 節 1940 年代：人権理念の台頭と現実の間で

1940 年代、基本的人権の尊重が国際秩序の原則として浮上し始めた。当時米国は国際人権章典条項案を提出し、UNCHR はこれをもとに、人権理念を戦後の構想に織り込んだ⁹。米国が主導したサンフランシスコ会議により国際連合憲章（以下、国連憲章）¹⁰が採択され、人権の尊重が国際連合（United Nations: UN、以下国連）の目的に明記されたのも同時期である¹¹。米国は、人権を国際社会の規範とすべく先導的役割を果たし、世界人権宣言¹²作

⁷ 岩崎良行訳（2021）『民主主義にとって安全な世界とは何か——国際主義と秩序の危機』西村書店、（I kenberry, G. John. (2020) A world safe for democracy: liberal internationalism and the crises of global order, New Haven: Yale university press）、p.40。

⁸ 岩崎（2021）同上書、p.40。

⁹ 国際連合広報センター（2015 年 12 月 10 日）「人権デー（12 月 10 日）事務総長メッセージ」https://www.unic.or.jp/news_press/messages_speeches/sg/16927/、（2025 年 5 月 27 日閲覧）、中山俊宏（2013）『介入するアメリカー理念国家の世界観』勁草書房、p.3。

¹⁰ The Charter of the United Nations, the United Nations, (June 26, 1945).

¹¹ 国際連合広報センター（不明）「国連憲章テキスト」https://www.unic.or.jp/info/un/charter/text_japanese/、（2025 年 5 月 27 日閲覧）。

¹² UN General Assembly. (1948) op. cit.

成時ルーズベルトが各国の調整に尽力した¹³。米国による戦後国際人権体制の主導は、ここが起点となる。しかし、米国はその一方で、人権理念と米国内政治の摩擦により、国際人権条約の批准に反対する姿勢が見られた。この姿勢は、国際的に米国の単独行動主義とみなされてしまう¹⁴。池島（2013）は、外交政策において国際社会との協働を重視すべき立場と自国の主権を守り強化することを重視する立場の 2 つの伝統的な意識の違いが米国内に存在していることを主張している¹⁵。これらは米国政府による国際人権条約への慎重的な姿勢や、主要条約の批准を著しく遅らせることに影響している。これ以降は WWII 後の米国史を人権の扱いに着目しながら分析していく。

米国は冷戦期を通して、社会主義国政府は国民の意思を反映していないものと捉え、共産党が人々を抑圧していると批判していた¹⁶。例えば、WWII 直後、朝鮮半島を巡る米ソ対立の折り合いがつかず、米国は朝鮮半島南部だけで政府を樹立させ、選挙を行った¹⁷。金（2019）はこの選挙について、「彼らが勝利した理由は、民衆の支持を得てきた左派が消えた状況で、米軍政庁が反共勢力を保つために彼らを支援したためである。」と述べている¹⁸。この事例から、当時の米国が人権擁護よりも共産主義の拡大阻止を優先事項と捉えていたことがわかる。

第 2 節 1970 年代：「人権外交」の誕生とその衰退

リチャード・ニクソン（Richard Nixon）及びジェラルド・フォード（Gerald Ford）政権によって国民の政治への信頼は失墜し、1977 年にジミー・カーター（Jimmy Carter）政権が誕生する¹⁹。カーター自身も「物事には限界がある」²⁰として理想の限界は理解していた。その上で、インドシナ難民の受け入れや南部アフリカに残る人種隔離政策制度への反対姿勢など、人権という国際的な課題解決を試みたことは長期的視点から見て評価できる²¹。しかし、このような人権外交の限界の不足部分が露呈し、1980 年の大統領選挙では、現実主義的な国益重視のロナルド・レーガン（Ronald Reagan）が当選したと考えられる。

1980 年代にレーガンは、共産主義拡大の阻止を目的に、中米や中東に軍事的な支援や介

¹³ 東京都人権啓発センター（2022 年 2 月 7 日）前掲 web サイト。

¹⁴ 池島大策（2013）「第九章 国連海洋法条約への参加をめぐる米国の対応——米国単独行動の光と影」日本国際問題研究所編『米国内政と外交における新展開』日本国際問題研究所、p.151。

¹⁵ 同上書、p.158。

¹⁶ 西崎文子（2024）『アメリカ外交の歴史的文脈』岩波書店、p.18。

¹⁷ 金賢九（2019）「韓国の統治イデオロギー『一民主義』の登場と変容過程——韓国の政治的保守主義の起源」『アジア研究』65(2)、p.3。

¹⁸ 同上書、p.4。

¹⁹ 青野利彦ほか（2020）『現代アメリカ政治外交史——「アメリカの世紀」から「アメリカ第一主義」まで』ミネルヴァ書房、p.159, 167。

²⁰ 同上書、p.167。

²¹ 青野（2020）前掲書、p.181。

入を積極的に行った²²。レーガンは安全保障の観点からソ連の人権抑圧を厳しく批判したが、レーガンの行った「共産主義からの自由」は多くの地域で反共独裁政権による人権侵害、虐殺、内戦を激化させたと評価される²³。人権を対ソ戦略として利用した事例は、エルサルバドルの独裁政権への援助において顕著に見受けられる。エルサルバドルの独裁政権は、人権侵害を行ったとして人権団体に指摘されたが、レーガン政権は独裁国の人権状況は改善傾向にあると擁護し、81年から83年にかけて総額350億ドル以上の軍事援助を正当化している²⁴。しかし1980年代半ば以降に人権・民主化運動が高まると、韓国やフィリピンを始めとする友好国に対して人権侵害を戒め、選挙実施や民主体制への移行を促す政策へと転じた²⁵。

第3節 1980年代からオバマ政権の人権重視路線

ジョージ・H・W・ブッシュ（George H.W. Bush、以下ブッシュ父）は冷戦終結時、「新世界秩序」の理念を掲げ、法と秩序を尊重する国際秩序の再構築を目指した²⁶。湾岸戦争は「国連の権限下に編成された米国中心の多国籍軍による侵略への共同対処という形で、これはウィルソン以来の米国外交の中心的理念の1つである。」²⁷と指摘されている。その一方で、ユーゴスラビア内戦下の人権侵害には、米国は軍事介入に消極的であった²⁸。それゆえ「新世界秩序」は国家間戦争には有効とされたが、内戦型の人権危機には適用が難しく「新世界無秩序」と揶揄された²⁹。

オバマは、これまでの米国の外交における人権理念の回復に努めた。オバマ政権ではジョージ・W・ブッシュ（George W. Bush、以下ブッシュ子）政権では叶わなかった UNHRC への加入を行い、人権侵害行為との訣別を図っていった³⁰。しかし、ブッシュ子政権が推進していたエジプト民主化支援額の大幅な減額やイランの民主化推進助成金の打ち切りなど、米国の価値観を輸出するという人権外交的姿勢からは手を引いていた³¹。さらに、オバマ政

²²青野（2020）前掲書、pp.195-196。

²³佐々木卓也（2017）『戦後アメリカ外交史 第3版』有斐閣アルマ、p.169、青野（2020）前掲書、p.199。

²⁴青野（2020）前掲書、p.197。

²⁵佐々木（2017）前掲書、p.169。

²⁶佐々木（2017）前掲書、p.191。

²⁷佐々木（2017）前掲書、p.191。

²⁸佐々木（2017）前掲書、p.192。

²⁹佐々木（2017）前掲書、pp.191-192。

³⁰HUMAN RIGHTS WATCH. (October 9, 2009) “Nobel Spotlights Need for Obama to Act on Rights,” <https://www.hrw.org/news/2009/10/09/nobel-spotlights-need-obama-act-rights>, (accessed May 31, 2025).

³¹藤原朝子訳（2015）『撤退するアメリカと「無秩序の世紀」——そして世界の警察はいなくなった』ダイヤモンド社、(Stephens, Bret. (2014) *America in Retreat: The New Isolationism and the Coming Global Disorder*, New York: Sentinel), pp.87-88、HUFF POST. (January 28, 2011) “Obama Administration Cut Funding To Promote Democracy In Egypt, Disappointing Human Rights Activists,” https://www.huffpost.com/entry/obama-cut-egypt-funding_n_815731, (accessed June 2, 2025)、FRO

権はアメリカ同時多発テロ（以下 9.11）以降テロリズムとの戦いにおいて、積極的に無人航空機を用いた³²。例としてアラビア半島のアルカーイダ（Al-Qaeda）の中心的指導者と注目されていたアンワル・アウラキ（Anwar al-Awlaki）の殺害を挙げる。この殺害は多くの法的問題を抱えていたが、司法省だけでなく、オバマ自身も正当化を図っていたことから、この時は反テロリズムからの殺害はやむを得ないと判断したということである³³。

第 4 節 トランプ政権と人権外交の後退

トランプ政権は、一貫して「米国第一主義」を掲げていた³⁴。様々な分野での改革を掲げ、保守主義的な政策を導入している。特に移民規制の分野では、国家の安全保障を理由に難民や移民の受け入れを大幅に制限し、メキシコ国境での収容政策が国際的に強い批判を受けた³⁵。

トランプ政権は一貫して UNHRC など多国間機関からの離脱を行い、米国が有利な立場に立てる 2 国間交渉を好み、多国間での取り組みには消極的な姿勢を示した³⁶。さらには、2025 年 4 月トランプは「米国第一」理念実現のため、国務省の再編を発表した³⁷。人権外交を担当する部署や難民を支援する部署の廃止・縮小といった組織の再編成も行っている。

以上、本章では米国の人権外交が理想と現実の間で揺れ動いてきた過程を概観した。その中で一貫して見られるのは、米国の人権外交は国内政治と国際戦略の狭間で不安定な軌跡を描いてきたという点である。この点について、G・ジョン・アイケンベリー（G. John Ikenberry）はリベラルな国際秩序においても、自由民主主義諸国は非自由主義的な仕方で周辺社会に働きかける場合もあるとしており、このことから、米国はそのような自由民主主義諸国に含まれることができる³⁸。また、トランプの出現によって、非自由主義的な動きはより一層明らかになっている。次章以降では、この米国の人権外交の変遷に影響を与えた要因をより具体的に分析する。

NT LINE. (October 7, 2009) “US funds dry up for Iran Rights Watchdog,” <https://www.pbs.org/wgbh/pages/frontline/tehranbureau/2009/10/selected-headlines-39.html>, (accessed June 2, 2025).

³²梅川健（2017）「オバマ政権とテロとの戦争——『国家機密特権』と『標的殺害』を中心に」『国際安全保障』45(1)、p.47。

³³同上書、pp.48-50。

³⁴日本貿易振興機構（ジェトロ）（2017 年 3 月 8 日）「『米国第一主義』徹底する姿勢強調、トランプ大統領が施政方針演説」<https://www.jetro.go.jp/biznews/2017/03/459fd6254c3ecaf5.html>、（2025 年 6 月 2 日閲覧）。

³⁵BBC. (January 21, 2025) “Trump declares border emergency and seeks to end US birthright citizenship,” <https://www.bbc.com/news/articles/cwyjqgl2erzo>, (accessed June 2, 2025).

³⁶昇亜美子（2018）「アメリカとアジア——アメリカ第一主義外交とインド太平洋戦略の行方」『アジア動向年報』2018、p.9。

³⁷TBS NEWS DIG（2025 年 4 月 23 日）「米トランプ政権 国務省の人権外交担当部局を廃止 大幅再編で約 2 割の組織を統廃合『アメリカ第一の外交政策』」<https://newsdig.tbs.co.jp/articles/-/1872838?display=1>、（2025 年 6 月 2 日閲覧）。

³⁸岩崎（2021）前掲書、p.40。

第 2 章 人権外交の歴史的変遷における国内の制度的制約（条約体制と国内政治構造の関わり）

本章では、米国の人権外交に影響を与えた国内制度上の制約について検討する。特に国際人権条約への参加・遵守に関する米国の特徴的な振る舞いに焦点を当て、なぜ米国は国際人権保障の制度的枠組みに積極的に加わらなかったのかを分析する。

第 1 節 人権条約への消極姿勢：歴史的経緯

WWII 後、国連憲章³⁹が起草され、世界人権宣言⁴⁰や国際人権規約⁴¹が採択されるなど国際的に人権を保護する動きが活発化した⁴²。1993 年には世界人権会議が開かれ、人権分野における国際協力の強化が国連において不可欠であること、国際人権条約の普遍的批准が強く求められることなどが宣言された⁴³。しかし、国際協力による人権保護の高まりと対照的に、米国は人権条約批准に消極的姿勢を示している。前提としてこれらの人権条約が策定された時代は、共産主義の恐怖が蔓延した時期であった⁴⁴。自由権を重視していた西側陣営の考え方と、社会保障や社会的・文化的な恩恵を平等に享受する権利など概して社会権について述べた経済的・社会的及び文化的権利に関する国際条約（International Convention on Economic, Social and Cultural Rights: ICESCR）⁴⁵の規定は、矛盾するものだった⁴⁶。また、法的な人種差別を基盤とする秩序が厳然として存在していたこともあげられるだろう。黒人差別を目的としたジム・クロウ（Jim Crow）法⁴⁷は、1964 年に公民権法⁴⁸が制定されるまで各州で適用されており、国内の制度的な人種差別と国際条約の矛盾が大きな妨げにな

³⁹The Charter of the United Nations, (June 26, 1945) op. cit.

⁴⁰UN General Assembly. (1948) op. cit.

⁴¹United Nations Human Rights, International Bill of Human Rights (1966).

⁴²中村睦男ほか（2017）『世界の人権保障』三省堂、p.206。

⁴³同上書、p.208。

⁴⁴Global Justice Center. (June 22, 2017) “U.S. Aversion to international Human Rights Treaties,” <https://www.globaljusticecenter.net/u-s-aversion-to-international-human-rights-treaties/>, (accessed June 1, 2025).

⁴⁵United Nations Human Rights, International Bill of Human Rights: International Convention on Economic, Social and Cultural Rights (1966).

⁴⁶国際連合広報センター（不明）「経済的、社会的、文化的権利」https://www.unic.or.jp/activities/human-rights/document/economic_social/、（2025 年 6 月 2 日閲覧）。

⁴⁷Jim Crow Law, the Confederate States of America, (1877).

⁴⁸Civil Rights Act of 1964, Public Law 352, 88th Cong, (July 2, 1964).

っていた⁴⁹。

1940 年代後半から 1950 年代前半、既に米国の国際人権条約への嫌悪感は存在していた⁵⁰。合衆国憲法⁵¹6 条 2 項では、「この憲法、およびこの憲法に準拠して制定される合衆国の法律、また合衆国の権限をもって既に締結された、あるいは将来締結されるすべての条約は、国の最高の法規である。」⁵²つまり、条約が憲法よりも優位であるとし、条約が批准された場合に他国の介入の可能性を示している。このような条約の拘束性の軽減を目指した米国は条約を「自動執行ではない」とし、条約批准の場合には同時に国内法の施行を条件とした⁵³。しかし、連邦国家である米国の条約締結権は大統領と連邦議会に集中し、州権力が縮小される⁵⁴。このような権力分立の機能不全が発生するため、国際条約受容が妨げられている。これまでの米国の動きをヒューマンライツウォッチ事務局長ケネス・ロス (Kenneth Roth) は以下のように説明している。

恐怖と傲慢、国際基準が世界超大国の自由度を制限するのではないかという恐怖と、長く誇りある国内権利保護の歴史を持つ米国が、この件に関して世界の他の国々から学ぶべきことは何もないという傲慢さ⁵⁵。

このように米国は国際人権法の先駆者であることを誇りに思っているが、国際人権条約が国内政治の争点となるとともに、人権の擁護者である自国の地位を揺るがすとして批准に消極的姿勢をとっていると考えられる。

第 2 節 国際人権機関との関係

WWII 終結以降、世界人権宣言⁵⁶の採択をはじめとして、米国は国際的な人権保障枠組みの形成に一定程度貢献してきた。しかし、先に述べた国内政治への影響や国際機関への信頼の揺らぎから、国際人権機関との協調に向けた米国の態度は一貫してこなかったというの

⁴⁹著者不明 (2020 年 6 月 11 日)「繰り返される黒人暴行死 差別の歴史が怒り生む」『日本経済新聞』<https://www.nikkei.com/article/DGXMZO60100200Y0A600C2I00000/>、(2025 年 6 月 2 日閲覧)。

⁵⁰Global Justice Center. (June 22, 2017) op. cit.

⁵¹United States Senate, Constitution of the United States (1787).

⁵²鈴木康彦 (2000)『註釈アメリカ合衆国憲法』国際書院、p.154。

⁵³Global Justice Center. (June 22, 2017) op. cit.

⁵⁴松橋和夫 (2003)「アメリカ連邦議会上院の権限及び議事運営・立法補佐機構」『レファレンス』53(4)、p.47。

⁵⁵原文は “fear and arrogance—fear that international standards might constrain the unfettered attitude of the global superpower, and arrogance in the conviction that the United States, with its long and proud history of domestic rights protections, has nothing to learn on this subject from the rest of the world.” Global Policy Forum. (2000) “The Charade of US Ratification of,” <https://archive.globalpolicy.org/component/content/article/157-un/26883.html>, (accessed May 26, 2025). より筆者訳。

⁵⁶UN General Assembly. (1948) op. cit.

が現実である。例えば、UNHRC と米国の関係からも、国際的な人権機関との協調姿勢において一貫性の無さが見受けられる。トランプ政権では、一貫して UNHRC からの脱退を敢行している。さらに、トランプ政権は世界保健機関（World Health Organization: WHO）から脱退する大統領令⁵⁷に署名し、これまで国際的な人道援助やインフラ開発に貢献してきた米国政府の主要機関である米国国際開発庁（U.S. Agency for International Development: USAID）の事実上の解体を進めた。2022 年度から 2023 年度において、米国は WHO に対して約 12 億 8000 万ドルを提供しており、これは加盟国内最大の数字だが、トランプ政権が WHO からの脱退を表明したことによって、WHO は当初見込んだ 2026 年度と 2027 年度の予算に関して、11 億ドルの削減と加盟国の拠出金 20% の増額、部門の半減を強いられている⁵⁸。この削減からも、米国と国際人権機関の協調のつながりは希薄なものになりつつあると言わざるを得ず、利己的かつ人権保障のための国際的枠組みへの消極的姿勢は、トランプ政権が誕生したことにより、さらに強調されるようになった。

以上、本章では米国の制度的制約として、人権条約体制への不完全な参加と国際機関との関わりの問題を論じた。これらは、米国の国内統治構造・政治過程が国際人権保障の制度と齟齬をきたしていることを示す。すなわち、合衆国憲法体制の下で強固な主権意識が、国際的な規範受容を妨げ、結果として米国中心の国際的な人権保障体制そのものの不安定さにつながっている。このような強固な主権意識を要因とした国際協調離脱の動きについて、アイケンベリーのリベラルな国際主義は主権平等という自由民主主義的なルールに反する階層序列的な関係に基づきうる、という指摘は的を射ているといえる⁵⁹。米国は国際秩序を主導していたのにもかかわらず、国際秩序を築くうえで前提となる価値観を国内で共有していないという矛盾が明らかになった。次章では、この制度面の問題と密接に関連する米国の政治文化・理念の側面を考察する。

第 3 章 政治文化的背景：米国例外主義と価値観外交の変容

本章では、米国の政治文化・理念が人権外交に及ぼした影響について分析する。特に米国例外主義や人権概念に対する国内政治の態度変化に着目し、なぜ米国は一貫した人権保障の担い手でいられなくなったのか、その国内的要因を明らかにする。

⁵⁷WITHDRAWING THE UNITED STATES FROM THE WORLD HEALTH ORGANIZATION, Executive Order 14155, (January 20, 2025).

⁵⁸船越翔(2025 年 5 月 15 日)「WHO、米国からの資金停止で部門削減へ...テドロス事務局長『人々が救命治療を受けられなくなる』」『読売新聞オンライン』<https://www.yomiuri.co.jp/medical/20250515-OYT1T50055/>、(2025 年 5 月 27 日閲覧)。

⁵⁹岩崎 (2021) 前掲書、p.40。

第 1 節 米国例外主義

米国例外主義は、歴史的に米国人のアイデンティティ形成と密接に関係してきたとされている⁶⁰。例えば、1961 年のジョン・F・ケネディ（John F. Kennedy）は、以下のように演説し、多くの国民に長い間印象づけられるものとなった。

「われわれは自由が生きのび勝利をおさめるためには、どんな対価も支払い、どんな重荷にも耐え、どんな困難にも立ち向かい、味方を支持し、敵には対抗するということを。われわれはこのことを固く誓うし、それ以上の用意もある。」⁶¹

しかし、人権をめぐる米国の例外主義は、WWII 後もその継続性を見ることができる。第 2 章第 1 節でも述べた ICESR⁶²をはじめとする人権条約への消極的姿勢は、例外主義の思想を源泉にしていると考えられる。

冷戦終結後、米国の超大国により、さらに例外主義的態度が顕著になったことで、国際ルールからの逸脱が目立つようになった。実際に、ブッシュ子（ジョージ・W・ブッシュ）は京都議定書⁶³に反対し、トランプは、米軍がアフガニスタンで戦争犯罪を行った疑いについて捜査している国際刑事裁判所（International Criminal Court: ICC）の職員に制裁を科す大統領令に署名した⁶⁴。このような国際社会と乖離した米国の行動の背景には、冷戦後米国が一貫した人権外交を示す必要性が縮小したことを示すことができる。

以上のような利己的な行動は、国際人権保障に緊張をもたらし、米国の信頼を低下させた。米国からの人権批判に対して中国は反論し、国連へ米国の黒人差別問題や刑務所の人権侵害、死刑制度が報告されている⁶⁵。米国が自らの行動を省みない限り、国際社会における人権リーダーシップの維持は困難になり得る。

⁶⁰草野大希（2017）「オバマ政権の介入における『アメリカ例外主義』——不安定な世界におけるアメリカの自画像の再構築」『アメリカ研究』51(51)、p.46。

⁶¹原文は“Let every nation know, whether it wishes us well or ill, that we shall pay any price, bear any burden, meet any hardship, support any friend, oppose any foe to assure the survival and the success of liberty.” JFK Library. (January 20, 1961) “Inaugural Address,” <https://www.jfklibrary.org/learn/about-jfk/historic-speeches/inaugural-address> (accessed Jun 3, 2025). より筆者訳。

⁶²United Nations Human Rights, (1966) op. cit.

⁶³Conference of the Parties, Kyoto Protocol to the United Nations framework convention on climate change (1998).

⁶⁴環境省（2001）「気候変動に関する国際交渉をめぐる最近の動き」www.env.go.jp/council/06earth/y061-04/ref02.pdf、（2025 年 6 月 3 日閲覧）、著者不明（2025 年 2 月 11 日）「米が ICC 制裁 国際司法へ圧迫は容認できぬ」『読売新聞オンライン』<https://www.yomiuri.co.jp/editorial/20250211-OYT1T50004/>、（2025 年 6 月 3 日閲覧）。

⁶⁵THE SENTENCING PROJECT. (April 19, 2018) “Report to the United Nations on Racial Disparities in the U.S. Criminal Justice System,” https://www.sentencingproject.org/reports/report-to-the-united-nations-on-racial-disparities-in-the-u-s-criminal-justice-system/?utm_source=chatgpt.com, (accessed June 3, 2025).

第 2 節 国内世論と政党政治：人権外交の政治対立

1970 から 80 年代のカーター政権とレーガン政権の人権外交に対する理念を比べる。カーターは大統領就任演説時に、「われわれは自由だが、決して他のところでの自由の運命に無関心であってはならない」⁶⁶と語った。そして、カーター政権は中南米の人権外交に着手した。特にチリ政府に人権尊重を促す圧力をかけるため、抑圧的軍事支配者への支援を撤回し、さらにグアテマラ、エルサルバドル、ボリビアへの援助を停止した⁶⁷。対してレーガン政権は、1985 年の一般教書演説で、「われわれの使命は、自由と民主主義を育て、それを守り、その理想を可能なところにはどこにでも伝えることである」⁶⁸と述べた。そしてレーガン政権は、共産主義に対する攻勢を強め、特にポーランドの共産政権が連帯のストライキとデモを抑圧したことに対し、穀物輸出やポーランドの最恵国待遇を停止した⁶⁹。各大統領の発言から、米国が自由や民主主義を世界に発信し、他国の人権保護に尽力するという部分的に共通の理念を持っていたことが伺える。さらに、人権侵害が発生した国に対して援助を停止する対応からも、人権外交に対して一部の価値観が共有されていたと考えられる。しかし、この一貫した理念や価値観は時代の変化や国際情勢の影響を受け、徐々に変化していく。

冷戦終結後、米国は国際情勢に関する興味を失い、内向きになる傾向が強かった⁷⁰。9.11 から数年、それまでの外交や安全保障は政権に一任するという認識が弱体化し、党派対立が連邦議会を中心に深まった⁷¹。そのため、人権外交に対する国民や議員の支持も低下し、二分化したと考えられる。特に、保守派は人権に関する政策を批判する行動が顕著であった⁷²。1979 年に国連で採択された女子差別撤廃条約⁷³は、保守派によって上院への送付が阻止され、現在も批准されていない⁷⁴。また、2001 年前後での米国の国連における分担金は減少した⁷⁵。これは、9.11 が世論を人権外交支持の低下へと変化させ、強い米国という理想実現

⁶⁶原文は“Because we are free we can never be indifferent to the fate of freedom elsewhere.” The Jimmy Carter Presidential Library and Museum, (n.d.) “Inaugural Address of President Jimmy Carter,” <https://www.jimmycarterlibrary.gov/the-carters/selected-speeches/inaugural-address-of-president-jimmy-carter>, (accessed June 7, 2025).より筆者訳。

⁶⁷浅川公紀（2010）『戦後米国の国際関係』武蔵野大学出版会、p.218。

⁶⁸NATIONAL ARCHIVES. (February 6, 1985) “Address before a Joint Session of the Congress on the State of the Union” <https://www.reaganlibrary.gov/archives/speech/address-joint-session-congress-state-union-february-1985>, (accessed May 29, 2025).

⁶⁹浅川（2010）前掲書、p.245。

⁷⁰中山（2013）前掲書、p.173。

⁷¹中山（2013）前掲書、p.174。

⁷²池島（2013）前掲論文、p.150。

⁷³“Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination against Women,” December 18, 1979, *UN General Assembly*.

⁷⁴内閣府男女共同参画局（2025）「諸外国における政策・方針決定過程への女性の参画に関する調査——オランダ王国・ノルウェー王国・シンガポール共和国・アメリカ合衆国——」<https://www.gender.go.jp/research/kenkyu/sekkyoku/pdf/h20shogaikoku/sec5-1-1.pdf>。

⁷⁵外務省（2023）「令和 5 年版外交青書（外交青書 2023）巻頭言」<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100>

の志向に繋がったと考えられる。このように、米国は人権外交の支持低下から、民衆の支持を受けるために人権に対する政策の方向性を変えたり、自国の安全保障を以前よりも重要視するようになったりと、徐々に国際協調から距離を置いたことが伺える。また、国連主導の政策に批判的な態度を取る様子は、現在までも続いている。

2016 年、第 1 次トランプ政権が発足し、トランプは「Make America Great Again（米国を再び偉大に）」をスローガンに、「米国第一主義」を掲げて様々な政策を行っていった。オバマ前政権とは大きく異なり、UNHRC からの脱退やパリ協定⁷⁶、包括的共同作業計画からの離脱、排外主義的な発言や政策など国内、国際社会において大きな影響をもたらした。村田（2024）は彼の政治を「リベラルな国際秩序の維持には関心がなく、国内世論を強く意識して利益本位で個別の交渉（ディール）を重ねる」⁷⁷と特徴づけている。国際協調路線を絶った彼の政治は、保守派の支持とリベラル派の批判によって国内の分断をもたらし、2020 年、新型コロナウイルスの猛威による国内状況の悪化や再燃した BLM (Black Lives Matter) 運動など米国は益々不安定になっていった。

2020 年、トランプが大統領選挙に敗北、退陣し、民主党のジョー・バイデン（Joe Biden）が第 46 代大統領に就任した⁷⁸。彼は前政権とは異なる動き、すなわちパリ協定⁷⁹への復帰や WHO 脱退の撤回など国際協調路線を重視した政策を行い、米国の人権外交を復活させようと試みた。しかし、米軍のアフガニスタン撤退の被害⁸⁰やロシア・ウクライナ戦争の勃発からバイデン政権の支持率は低迷し、第 2 次トランプ政権が発足した。彼は米国第一主義の考えを曲げず、UNHRC からの脱退の大統領令⁸¹や DEI (Diversity, Equity, Inclusion) 政策終了の大統領令⁸²に署名するなど人権を軽視した政策を行い続けている。これらは国内外の社会に亀裂を生み出すものになる。

第 3 節 宗教・保守理念と人権概念の再定義

米国には多くのキリスト教徒が居住しており、多数を占めているのが宗教保守派と呼ばれる福音派である。米国内の約 25% が福音派との調査結果もあり、米国の宗派では最大勢

523089.pdf、(2025 年 5 月 26 日閲覧)。

⁷⁶ Conference of the Parties, Kyoto Protocol to the United Nations framework convention on climate change (1998).

⁷⁷ 村田晃嗣（2024）『大統領たちの五〇年史——フォードからバイデンまで』新潮選書、p.266。

⁷⁸ 同上書、p.230。

⁷⁹ Conference of the Parties (1998) op. cit.

⁸⁰ 2021 年 4 月に開始し、2 兆ドルと 2448 人の米軍人の命を費やした撤退。村田（2024）前掲書、p.280。

⁸¹ 金子靖志（2025 年 2 月 5 日）「アメリカ、国連人権理事会から再び離脱...トランプ氏が大統領令署名『国連は役割を果たしていない』」『読売新聞オンライン』<https://www.yomiuri.co.jp/world/20250205-OYT1T50055/>、(2025 年 6 月 3 日閲覧)。

⁸² The White House (January 20, 2025) “Ending Radical And Wasteful Government DEI Programs And Preferencing,” <https://www.whitehouse.gov/presidential-actions/2025/01/ending-radical-and-wasteful-government-dei-programs-and-preferencing/>, (accessed May 29, 2025).

力となっている⁸³。福音派は正教会、カトリックのキリスト教徒と共に 2009 年にマンハッタン宣言⁸⁴を發表しており、この宣言下で「信教の自由は、神の性格、キリストの模範、そして神聖なイメージの中で創造された人間の固有の自由と尊厳に基づいています。」⁸⁵として、信教の自由を主張している。一方、2012 年には全米福音派協会が「結婚は男性と女性の永遠で忠実な統合である。」⁸⁶と声明を出し、同性婚に反対を表明している他、男女二元論の立場から LGBTQ に対しても反対的であり、福音派はリベラルな人権的概念に強く反対する姿勢をとっている。福音派を主な支持基盤としているトランプ政権は 2019 年に不可侵の権利委員会を設立した⁸⁷。報告書では、「つまり、人権は今や多くの人々に誤解され、一部の人に操られ、(中略)、人権の役割について、審査を行う時が来たとした。」⁸⁸と記載されている。つまり、この委員会では国際的な人権概念の人権政策への一貫性の欠如を生むという事態を起こしている。

以上、本章では米国の文化・国内政治が人権外交の推進力であると同時に制約ともなってきたことを論じた。米国例外主義は自己免罪のダブルスタンダードを助長し、国際的信頼を損なった。また国内政治の党派対立と世論の価値観論争は、人権外交の型を国内理念闘争の延長として不安定化させている。これら内在的要因のために、米国は国際秩序の危機に直面したとき、かつてのような人権保障の「揺るぎない担い手」でいられなくなっているのである。次章では、この点を踏まえ、現在の国際人権保障体制に現れている米国中心主義の限界について検証する。

第 4 章 米国中心の国際人権保障体制の限界

本章では、現在の国際人権保障の枠組みにおいて米国中心主義がどのような限界・弊害を露呈しているかを整理する。特に、米国の人権外交の一貫性・信頼性の問題と国際的パワー

⁸³読売新聞アメリカ総局 (2024 年)『分断国家アメリカ——多様性の果てに』中公文書ラクレ、p.77。

⁸⁴Manhattan Declaration: A call of christian conscience (2009).

⁸⁵原文は “religious liberty, which is grounded in the character of God, the example of Christ, and the inherent freedom and dignity of human beings created in the divine image.” MANHATTAN DECLARATION. (November 20, 2009) “Manhattan Declaration: A Call of Christian Conscience,” <https://www.manhattandeclaration.org/>, (accessed May 30, 2025).より筆者訳。

⁸⁶原文は “Marriage is the permanent and faithful union of one man and one woman.” NAE National Association of Evangelicals. (December 7, 2012) “Open Letter on Marriage,” <https://www.nae.org/open-letter-on-marriage/>, (accessed May 27, 2025).より筆者訳。

⁸⁷読売新聞アメリカ総局 (2024) 前掲書、p.82。

⁸⁸原文は “In short, human rights are now misunderstood by many, manipulated by some...it was time for an informed review of the role of human rights.” U.S. Department of State. (n.d.) “Report of the Commission on Unalienable Rights,” <https://www.state.gov/wp-content/uploads/2020/08/Report-of-the-Commission-on-Unalienable-Rights.pdf>. (accessed May 30, 2025), p.6.より筆者訳。

バランスの変化、さらに国際的な人権保障の制度設計上の課題の 3 点から論じる。

第 1 節 米国人権外交の一貫性の欠如と信頼性の低下

米国の人権外交は政権ごとに変化し、一貫性を欠いている。このような米国の姿勢は国際社会に混乱をもたらし、米国自身の信頼を低下させている。例えば、バイデン政権とは打って変わって、トランプは 2025 年 2 月に UNHRC を離脱した⁸⁹。このような動きは、国際協調路線を重視していたバイデンによる UNHRC への復帰や国連パレスチナ難民救済事業機関（United Nations Relief and Works Agency for Palestine Refugees in the Near East: UNRWA）への拠出再開とは全く異なる⁹⁰。またトランプは第 1 次政権時代に北大西洋条約機構（North Atlantic Treaty Organization: NATO）の離脱やシリアやアフガニスタンからの撤退などを行っており、第 2 次政権でも、ガザでの即時停戦決議に拒否権を行使する一方でウクライナ戦争でのロシア軍撤退を主張していることから、決議に関連する各国からダブルスタンダードとの批判を呼んでいる⁹¹。このような短期的で大幅な政策変更が、米国の国際秩序に対する貢献に疑問を抱かせる要因となっている。

米国の人権政策が政権によって変化するため、国際社会では偽善であるという批判が高まっている。特に中国は米国の二面的な態度を利用し、米国の信頼性を攻撃している⁹²。また 2020 年の大統領選でトランプ退陣後、トランプが支持者に対して議事堂での抗議を呼びかけたことで、支持者たちが米連邦議会議事堂に乱入して占拠を行い、死者を出すという前代未聞の事件が起きた⁹³。これは米国の民主主義を動揺させる事件であり、このような事情を国内に持つ米国が中心の人権保障体制は、信頼性の低下という根本的な課題に直面している⁹⁴。

第 2 節 国際構造の変化：多極化と規範競争

20 世紀に起こった 2 度の大戦で、帝国主義の反省から国際社会は協調路線へと転換し、そのうち権威的な国家は欧米諸国に限らず世界中で散見されるようになった⁹⁵。また、中露

⁸⁹金子靖志（2025 年 2 月 5 日）、前掲新聞電子版。

⁹⁰金子靖志（2025 年 2 月 5 日）、前掲新聞電子版。

⁹¹宮田智之（2021）「トランプイズムと共和党——保守派の『再編』を中心に」久保文明編『トランプ政権の分析』日本評論社、p.87、金子靖志（2025 年 2 月 25 日）「国連総会でロシア非難決議案の提出見送り、米に『二重基準』批判...イスラエル擁護に関係国反発」『読売新聞オンライン』<https://www.yomiuri.co.jp/world/20240225-OYT1T50028/>、（2025 年 5 月 30 日閲覧）。

⁹²ANNnewsCH（2021 年 3 月 25 日）「中国政府が『アメリカの人権侵害』報告書を発表」<https://youtu.be/LMT0LcqUyfg>、（2025 年 5 月 30 日閲覧）。

⁹³山脇岳志（2021）「トランプ政治とメディア」久保文明編『トランプ政権の分析』日本評論社、p.70。

⁹⁴同上論文、p.70。

⁹⁵西川賢訳（2012）『リベラルな秩序か帝国か（下）——アメリカと世界政治の行方』勁草書房、（Ikenberry, G. John. (2006) *Liberal Order and Imperial Ambition: Essays on American Power and World*

に代表される権威主義国家は、今やリベラルな国際秩序に対抗できるほど勢力を拡大している⁹⁶。その結果、米国一強体制の維持がもはや不可能に追い込まれている⁹⁷。ここではアフリカ諸国など、西欧諸国に対して数に勝る地域を自陣営に引き入れつつある中国を例にとり、権威主義国家の台頭について述べる。

中国の人権意識は欧米のものとは大きく異なっており、その点が米国と中国の対立、ひいては陣営同士の対立につながっている。倉田（2022）によると、中国は 1990 年代以降めざましい経済成長を遂げ、欧米諸国はその結果として中国の自由民主化を期待したが、中国側は自身の一党独裁状態に自信を深めたという⁹⁸。また、中国は人権自体を否定してはいないとも指摘する⁹⁹。では、中国でいう人権とは何なのか。石塚（2019）によると、中国における人権とは以下の特徴を持つという¹⁰⁰。人権に対する主権の優位、生存権最優先および発展権重視、共産党の指導の堅持である。これらは西欧的な人権観とは発想を異にし、これが国際社会での対立の根本にあるといえる。

第 3 節 制度設計上の課題：米国依存の構造

戦後の国際的な人権保障制度や規範は米国なしには成り立たなかった¹⁰¹。米国は、安全保障理事会の常任理事国でもあり、国連主導の国連平和維持活動（Peacekeeping Operations: PKO）では最大の資金拠出国である¹⁰²。また一部の地域に対しては、人権問題を口実として経済制裁や人道介入を行っている。したがって、戦後の国際的な人権保障は米国による経済的支援や外交圧力によって構築され、現在まで継続している。しかし、米国の利害などによって国際社会は翻弄される脆弱性を抱えている。ロシアのウクライナ侵攻開始から現在に至るまで、米国のウクライナへの支援額は年間国防費の 4 分の 1 である¹⁰³。もし米国の軍事支援が停止すれば、欧州は経済的には支援できても、兵器や弾薬の供給など軍事的に米国の代役はできない¹⁰⁴。また仮にウクライナがロシアに敗北するようなことがあれば、国際的な信頼は失墜し国際秩序が揺らぐ¹⁰⁵。したがって、上記のように国際社会における制度やレジームは米国を中核としてきた。

Politics, Cambridge: Polity)、p.62。

⁹⁶岩崎（2021）前掲書、pp.324-325。

⁹⁷中山（2013）前掲書、p.205。

⁹⁸倉田 徹・熊倉 潤（2022）「9. 中国では『人権』をどのように考えているのか——『少数派』と周辺地域への帰順の強制」川島真・小嶋華津子編『習近平の中国』東京大学出版会、pp.131-132。

⁹⁹同上書、p.132。

¹⁰⁰石塚迅（2019）『現代中国と立憲主義』東方書店、pp.7-8。

¹⁰¹清原聖子（2021）『教養としてのアメリカ研究』大学教育出版、p.73。

¹⁰²春原剛訳（2013）『オバマと中国——米国政府の内側から見たアジア政策』東京大学出版会、（Bader, A. Jeffrey. (2012) OBAMA AND CHINA'S RISE: An Insider's Account of America's Asia Strategy, Tokyo: UNI Agency）。

¹⁰³清原（2021）前掲書、p.263。

¹⁰⁴清原（2021）前掲書、p.265。

¹⁰⁵竹森俊平（2024）「根深い国内分裂のディレンマと米国の国際指導」『国際問題』（719）、p.59。

また米国は国際社会での存在感を強めた 20 世紀初頭から、米国独自の新しい外交理念を広めようとし、市民参加を重視する姿勢を国際社会に定着させた¹⁰⁶。ここから、現在の国際社会の体制は米国の協力が必要不可欠になっていると考える。

以上の分析から、本章は米国中心の人権保障体制が抱える問題点を浮き彫りにした。すなわち、自由民主主義諸国間の協力を前提とした国際秩序の担い手であった米国自身の揺らぎにより理念の説得力が低下し、国際環境の変化で米国一極体制の前提が崩れた。しかし今ある国際組織は米国の関与なしに完結しない設計である。この状況下では、人権保障体制は大国の国内事情やパワーシフトに振り回され、持続的な発展が望めない。リベラルな国際秩序の担い手としての米国は限界点に達しており、担い手として振る舞い続けることは困難だ。次章では、こうした認識に基づき、今後の人権保障のために新たな秩序や体制の在り方を探る。

第 5 章 持続可能な人権保障のための国際秩序再構築

前章までは、「なぜ米国が国際秩序の危機において人権保障の担い手でいられなくなったのか」という問いを起点に、米国の人権外交を歴史的・制度的・文化的側面から多角的に分析した。本章では解決に向けた展望を論じることを目的とする。鍵となるのは、人権保障の多極化・制度化である。米国に依存しない、人権保障の持続可能な国際メカニズムを構築するには、どのような秩序変革が必要かを検討する。

第 1 節 制度的基盤の補強

国連による断固たる態度や調和の実現といった効果的なリーダーシップを発揮する能力を後退させた原因として、安全保障理事国（以下、安保理）の独占的なイニシアチブが挙げられる¹⁰⁷。つまり、国際機関は独立して行動できず安保理の許可に依存している点や事務総長が安保理の推薦によって総会で選出されている点からも、安保理は国連の政策や活動決定の鍵を握ると言える¹⁰⁸。したがって、秩序の変革に向けて国連のメカニズムの見直しが求められると考えられる。公平性や客観性を兼ね備えた第三者機関の設置や事務総長の権利拡大、条約の法的拘束力の強化を国連全体で促進することが持続可能な人権保障に繋がる

¹⁰⁶西崎文子（2004）『アメリカ外交とは何か』岩波書店、pp.5-6。

¹⁰⁷池村俊郎・駒木克彦訳（2007）『国連の限界/国連の未来』藤原書店、（Coicaud, Jean-Marc. (2007) *Beyond the National Interest: The Future of UN peacekeeping and Multilateralism in an Era of U.S primacy*, New York: USIP Press）、p.53。

¹⁰⁸同上書、p.57。

109。

第 2 節 地域的連携の可能性

次に、2010 年頃から経済的な影響力を強めている G20 や BRICS (Brazil・Russia・India・China・South Africa) などの地域的連携に着目する。これらの地域的連携の目的は経済成長の促進や新秩序の形成である¹¹⁰。しかし、経済的な結びつきが強固なあまり人権保障が不十分なものに留められてしまう。そこで、国連や条約の一辺倒な人権保障の責任を地域的連携に分散し、人権に対しても協調型秩序への転換を促進していくべきではないだろうか。

第 3 節 非国家アクターの活用

企業が人権保障に取り組むことは、財務的利益のみならず評判や企業文化といった社会的信用の向上にもつながる¹¹¹。これらは ESG (Environment Social Governance)¹¹²や人権デューデリジェンス¹¹³の観点からも企業の責任は重要とされており、特に国際企業が供給網全体で人権に配慮することで、国家や国連の支援が届かない人々の人権を守ることができると考えられる¹¹⁴。また人権 NGO (Non-Governmental Organization) は条約履行を監視し、政府の定期報告に対しカウンターレポートを提出し不備や実態との乖離を指摘する役割を果たしている¹¹⁵。

第 4 節 結語

米国が国際社会から一歩足を引いたことで、米国の価値観や国内事情に翻弄されてきた様々な事例が浮かび上がった。米国依存型の国際秩序から、人権を保障する多様なアクターが存在することが前提の国際秩序への転換点なのではないか。

今後の国際秩序においては責任の所在を分散させて、各国、団体が責任の重みを認識したうえで問題に対処していく必要がある。そのうえで多元的リーダーシップの特徴を生かした国際社会を構成するべきだ。

¹⁰⁹池村・駒木 (2007) 前掲書、p.53。

¹¹⁰外務省 (不明)「G20 サミットとは」<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/g20/osaka19/jp/summit/about/>、(2025 年 6 月 7 日閲覧)、著者不明 (不明)「BRICS とは 最新ニュースと解説・日本経済新聞」『日本経済新聞』<https://www.nikkei.com/topics/23082501?msocid=185e4c86f4aa67f2336f58c3f5ea66c4>、(2025 年 6 月 7 日閲覧)。

¹¹¹鏡清澄 (2011)『企業と人権——人権学習ことはじめ』星雲社、pp.20-28。

¹¹²内閣府 (n.d)「2 国外調査 2.2.1」https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/tyosa/r02kokusai/h2_02_01.html、(2025 年 6 月 8 日閲覧)。

¹¹³日本貿易振興機構 (ジェトロ) (n.d)「特集 サプライチェーンと人権」https://www.jetro.go.jp/world/scm_hrm/#page_guide、(2025 年 6 月 8 日閲覧)。

¹¹⁴pwc (n.d.)「善編 サステナブル経営 (ESG 対応) における企業活動と『人権』の尊重」<https://www.pwc.com/jp/ja/knowledge/prmagazine/pwcs-view/202111/35-08.html>、(2025 年 6 月 8 日閲覧)。

¹¹⁵毛利聡子 (2011)『NGO から見る国際関係——グローバル市民社会への視座』法律文化社、p.95。

終章

本稿は、米国の人権外交の歩みと現状を多角的に検証し、「米国が国際秩序の危機に人権保障の担い手でいられなくなった」理由を解明するとともに、今後の展望を提示してきた。分析の結果明らかになった点を、主要な論点ごとに総括する。第一に、米国による人権外交の歴史的な分析からは、米国の人権外交は理想と現実のせめぎ合いの歴史であったことが確認された。戦後一貫して人権を旗印に掲げてきたように見える米国も、冷戦期を通して反共という国益の前にダブルスタンダードを採用し、ポスト冷戦期も安全保障や経済利益との間で揺れ動いた。その結果として人権外交の一貫性が損なわれたことは否めず、国際社会の信頼にマイナスの影響を与えた。第二に、制度的側面では、米国の国内政治・法制度が国際的な人権レジームと調和しない部分があることが浮き彫りとなった。人権に関する条約批准における消極姿勢や留保、国際機関からの離脱といった行動は、米国の主権への意識を反映している。それは国内統治の安定には資するかもしれないが、国際的な人権保護メカニズムの脆弱性を生む要因ともなってきた。この構造的ギャップを埋めない限り、米国は真の意味で普遍的人権体制をリードできないことも示唆された。第三に、政治文化的分析からは、米国例外主義の二面性と国内政治の分極化が、人権外交を不安定化させている実態が明らかになった。米国は自国を特別な自由の国と考えるあまり、国際規範への適応を拒む傾向がある。また近年の党派対立により、人権外交は政権交代で 180 度転換し得る政策領域と化した。このような国内要因の不確実性は、国際秩序の担い手としての米国の信用を傷つけ、国際社会に予測不能性をもたらしている。以上の要因が重なり、今日、米国中心の国際人権保障体制は重大な限界状況にある。リベラルな国際秩序が揺らぐ中、本来ならリーダーであるべき米国が内向きとなり、あるいは自縄自縛（ロシア・ウクライナ間への介入など）で行動できず、世界の人権状況の悪化に歯止めをかけられないケースが増えている。

この研究にも限界がある。米国が主導する国際秩序の限界を定量的に示すには、米国による人権的制裁や支援が実際に現地でどのような帰結をもたらしたのか、具体的なデータを用いた検証が今後必要である。また、主に米国に焦点を当てたため、中国やロシアなどの人権に対する意識や政策を十分に分析できていない。さらに、提案した国際秩序の再構築方法がどこまで現実的か慎重に考える必要がある。米中対立が深まるなか、多国間協調は簡単ではなく、人権をめぐる対立が激化する可能性もある。

しかし本稿は、こうした悲観的現状認識に留まらず、持続可能な人権保障のための国際秩序再構築を展望した。そこでは、始めに国際制度の基盤を強化し、次に地域的な連携の可能性を示し、最後に非国家によるグローバルな人権文化を醸成することの重要性を論じた。米国一極体制の時代は終わりつつあり、理念の対立に依らずとも人権保障を国際的で公共のものとして皆で支えることができる体制への転換が必要だとの結論である。その中で米国

も重要なステークホルダーであり続けるが、もはや独走するのではなく、模範を示しつつ多様なアクターと広く協調する役割へと変わっていかねばならない。

参考文献リスト

<邦文著書>

- 青野利彦・倉科一希・宮田伊知郎（2020）『現代アメリカ政治外交史——「アメリカ世紀」から「アメリカ第一主義」まで』ミネルヴァ書房。
- 浅川公紀（2010）『戦後米国の国際関係』武蔵野大学出版会。
- 石塚迅（2019）『現代中国と立憲主義』東方書店。
- 鏡清澄（2011）『企業と人権——人権学習ことはじめ』星雲社。
- 清原聖子（2021）『教養としてのアメリカ研究』大学教育出版。
- 佐々木卓也（2017）『戦後アメリカ外交史 第3版』有斐閣アルマ。
- 鈴木康彦（2000）『註釈アメリカ合衆国憲法』国際書院。
- 中村睦男・佐々木雅寿・寺島壽一（2017）『世界の人権保障』三省堂。
- 中山俊宏（2013）『介入するアメリカ——理念国家の世界観』勁草書房。
- 西崎文子（2024）『アメリカ外交の歴史的文脈』岩波書店。
- （2004）『アメリカ外交とは何か』岩波書店。
- 村田晃嗣（2024）『大統領たちの五〇年史——フォードからバイデンまで』新潮選書。
- 毛利聡子（2011）『NGO から見る国際関係——グローバル市民社会への視座』法律文化社。
- 読売新聞アメリカ総局（2024）『分断国家アメリカ——多様性の果てに』中公文書ラクレ。

<邦文編集論文>

- 池島大策（2013）「第九章 国連海洋法条約への参加をめぐる米国の対応——米国単独行動の光と影」日本国際問題研究所編『米国内政と外交における新展開』日本国際問題研究所、147-164。
- 倉田徹・熊倉潤（2022）「9. 中国では『人権』をどのように考えているのか——『少数派』と周辺地域への帰順の強制」川島真・小嶋華津子編『習近平の中国』東京大学出版会、131-143。
- 宮田智之（2021）「トランプイズムと共和党——保守派の『再編』を中心に」久保文明編『トランプ政権の分析』日本評論社、75-90。
- 山脇岳志（2021）「トランプ政治とメディア」久保文明編『トランプ政権の分析』日本評論社、53-74。

<邦文雑誌論文>

- 梅川健（2017）「オバマ政権とテロとの戦争——『国家機密特権』と『標的殺害』を中心に」

『国際安全保障』45(1)、43-59。

大津留智恵子 (2021)「バイデン外交における人権」『国際問題』(704)、5-13。

川上高司 (2002)「9.11 テロ以後のアメリカの安全保障戦略」『国際安全保障』30(1-2)、103-126。

金賢九 (2019)「韓国の統治イデオロギー『一民主義』の登場と変容過程——韓国の政治的保守主義の起源」『アジア研究』65(2)、1-18。

草野大希 (2017)「オバマ政権の介入における『アメリカ例外主義』——不安定な世界におけるアメリカの自画像の再構築」『アメリカ研究』51(51)、45-66。

竹内俊隆 (2023)「アメリカ世界秩序の終焉——マルチプレックス世界の始まり」『国際安全保障』50(4)、111-115。

竹森俊平 (2024)「根深い国内分裂のディレンマと米国の国際指導」『国際問題』(719)、50-59。

寺谷広司 (2019)「人権一般条約の実効性と公正性——『建設的対話』の制度的条約に関する覚書」『国際問題』(680)、5-18。

昇亜美子 (2018)「アメリカとアジア——アメリカ第一主義外交とインド太平洋戦略の行方」『アジア動向年報』2018、9-24。

松橋和夫 (2003)「アメリカ連邦議会上院の権限及び議事運営・立法補佐機構」『レファス』53(4)、44-71。

<邦文報告書>

外務省 (2023)「令和 5 年版外交青書 (外交青書 2023) 巻頭言」<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100523089.pdf>。

環境省 (2001)「気候変動に関する国際交渉をめぐる最近の動き」www.env.go.jp/council/06earth/y061-04/ref02.pdf。

内閣府男女共同参画局 (2025)「諸外国における政策・方針決定過程への女性の参画に関する調査——オランダ王国・ノルウェー王国・シンガポール共和国・アメリカ合衆国——」<https://www.gender.go.jp/research/kenkyu/sekkyoku/pdf/h20shogaikoku/sec5-1-1.pdf>。

<邦文 web サイト・動画>

アジア・太平洋人権情報センター (2025 年 4 月 1 日)「主要な人権条約」<https://www.hurights.or.jp/archives/treaty/un-treaty-list.html>、(2025 年 5 月 24 日閲覧)。

外務省 (不明)「G20 サミットとは」<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/g20/osaka19/jp/summit/about/>、(2025 年 6 月 7 日閲覧)。

国際連合広報センター (2015 年 12 月 10 日)「人権デー (12 月 10 日) 事務総長メッセージ」https://www.unic.or.jp/news_press/messages_speeches/sg/16927/、(2025 年 5 月 27 日閲覧)。

—— (不明)「経済的、社会的、文化的権利」https://www.unic.or.jp/activities/humanrights/document/economic_social/、(2025 年 6 月 2 日閲覧)。

—— (不明)「国連憲章テキスト」https://www.unic.or.jp/info/un/charter/text_japanese/、(2025 年 5 月 27 日閲覧)。テレ朝 news (2018 年 10 月 12 日)「中国 アメリカの“人権批判”に反論『口出すな』」https://news.tv-asahi.co.jp/news_international/articles/000138330.html、(2025 年 6 月 3 日閲覧)。

東京都人権啓発センター (2022 年 2 月 7 日)「採択から 70 周年を迎えた世界人権宣言」<https://www.tokyo-jinken.or.jp/site/tokyojinken/tj-80-feature.html>、(2025 年 5 月 27 日閲覧)。

内閣府 (n.d)「2 国外調査 2.2.1」https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/tyosa/r02koku-sai/h2_02_01.html、(2025 年 6 月 8 日閲覧)。

日本貿易振興機構 (ジェトロ) (2017 年 3 月 8 日)「『米国第一主義』徹底する姿勢強調、トランプ大統領が施政方針演説」<https://www.jetro.go.jp/biznews/2017/03/459fd6254c3ecaf5.html>、(2025 年 6 月 2 日閲覧)。

—— (n.d.)「特集 サプライチェーンと人権」https://www.jetro.go.jp/world/scm_hrm/#page_guide、(2025 年 6 月 8 日閲覧)。

AMNESTY INTERNATIONAL JAPAN (2014 年 11 月 17 日)「米国：国連審査を機に拷問行為に対する責任を果たせ」https://www.amnesty.or.jp/news/2014/1117_4974.html、(2025 年 5 月 27 日閲覧)。

ANNnewsCH (2021 年 3 月 25 日)「中国政府が『アメリカの人権侵害』報告書を発表」<https://youtu.be/LMT0LcqUyfg>、(2025 年 5 月 30 日閲覧)。

CNN.co.jp (2022 年 5 月 23 日)「海外で高まる米国のリーダーシップ、国内状況との差異に覚える胸騒ぎ」<https://www.cnn.co.jp/usa/35187815.html>、(2025 年 5 月 27 日閲覧)。

pwc (不明)「善編 サステナブル経営 (ESG 対応)における企業活動と『人権』の尊重」<https://www.pwc.com/jp/ja/knowledge/prmagazine/pwcs-view/202111/35-08.html>、(2025 年 6 月 8 日閲覧)。

TBS NEWS DIG (2025 年 4 月 23 日)「米トランプ政権 国務省の人権外交担当部局を廃止 大幅再編で約 2 割の組織を統廃合『アメリカ第一の外交政策』」<https://newsdig.tbs.co.jp/articles/-/1872838?display=1>、(2025 年 6 月 2 日閲覧)。

YAHOO ニュース (2014 年 12 月 25 日)「テロリスト『拷問』で米上院が CIA を糾弾 法的責任は問えるのか？」<https://news.yahoo.co.jp/articles/0a54cc3165e17edf6702e36>

b75f28cc0eb8cac53?page=4、(2025 年 5 月 27 日閲覧)。

<新聞記事電子版>

金子靖志 (2025 年 2 月 25 日)「国連総会でロシア非難決議案の提出見送り、米に『二重基準』批判...イスラエル擁護に関係国反発」『読売新聞オンライン』<https://www.yomiuri.co.jp/world/20240225-OYT1T50028/>、(2025 年 5 月 30 日閲覧)。

—— (2025 年 2 月 5 日)「アメリカ、国連人権理事会から再び離脱...トランプ氏が大統領令署名『国連は役割を果たしていない』」『読売新聞オンライン』<https://www.yomiuri.co.jp/world/20250205-OYT1T50055/>、(2025 年 6 月 3 日閲覧)。

船越翔 (2025 年 5 月 15 日)「WHO、米国からの資金停止で部門削減へ...テドロス事務局長『人々が救命治療を受けられなくなる』」『読売新聞オンライン』<https://www.yomiuri.co.jp/medical/20250515-OYT1T50055/>、(2025 年 5 月 27 日閲覧)。

著者不明 (2025 年 2 月 11 日)「米が ICC 制裁 国際司法へ圧迫は容認できぬ」『読売新聞オンライン』<https://www.yomiuri.co.jp/editorial/20250211-OYT1T50004/>、(2025 年 6 月 3 日閲覧)。

著者不明 (2020 年 6 月 11 日)「繰り返される黒人暴行死 差別の歴史が怒り生む」『日本経済新聞』<https://www.nikkei.com/article/DGXMZO60100200Y0A600C2I00000/>、(2025 年 6 月 2 日閲覧)。

著者不明 (不明)「BRICS とは 最新ニュースと解説-日本経済新聞」『日本経済新聞』<https://www.nikkei.com/topics/23082501?msocid=185e4c86f4aa67f2336f58c3f5ea66c4>、(2025 年 6 月 7 日閲覧)。

<邦訳書>

池村俊郎・駒木克彦訳 (2007)『国連の限界/国連の未来』藤原書店、(Coicaud, Jean-Marc. (2007) *Beyond the National Interest: The Future of UN peacekeeping and Multilateralism in an Era of U.S. primacy*, New York: USIP Press)。

岩崎良行訳 (2021)『民主主義にとって安全な世界とは何か——国際主義と秩序の危機』西村書店、(Ikenberry, G. John. (2020) *A world safe for democracy: liberal internationalism and the crises of global order*, New Haven: Yale university press)。

西川賢訳 (2012)『リベラルな秩序か帝国か (下) ——アメリカと世界政治の行方』勁草書房、(Ikenberry, G. John. (2006) *Liberal Order and Imperial Ambition: Essays on American Power and World Politics*, Cambridge: Polity)。

春原剛訳 (2013)『オバマと中国——米国政府の内側から見たアジア政策』東京大学出版会、(Bader, A. Jeffrey. (2012) *OBAMA AND CHINA'S RISE: An Insider's Account of America's Asia Strategy*, Tokyo: UNI Agency)。

藤原朝子訳 (2015)『撤退するアメリカと「無秩序の世紀」——そして世界の警察はいなくなった』ダイヤモンド社、(Stephens, Bret. (2014) *America in Retreat: The New Isolationism and the Coming Global Disorder*, New York: Sentinel)。

<欧文報告書>

U.S. Department of State. (n.d.) “Report of the Commission on Unalienable Rights,” <https://www.state.gov/wp-content/uploads/2020/08/Report-of-the-Commission-on-Unalienable-Rights.pdf>.

<欧文 web サイト・動画>

BBC. (January 21, 2025) “Trump declares border emergency and seeks to end US birthright

citizenship,” <https://www.bbc.com/news/articles/cwyjqgl2erzo>, (accessed June 2, 2025).

FRONT LINE. (October 7, 2009) “US funds dry up for Iran Rights Watchdog,” <https://www.pbs.org/wgbh/pages/frontline/tehranbureau/2009/10/selected-headlines-39.html>, (accessed June 2, 2025).

Global Justice Center. (June 22, 2017) “U.S. Aversion to international Human Rights Treaties,” <https://www.globaljusticecenter.net/u-s-aversion-to-international-human-rights-treaties/>, (accessed June 1, 2025).

Global Policy Forum. (2000) “The Charade of US Ratification of,” <https://archive.globalpolicy.org/component/content/article/157-un/26883.html>, (accessed May 26, 2025).

HUFF POST. (January 28, 2011) “Obama Administration Cut Funding To Promote Democracy In Egypt, Disappointing Human Rights Activists,” https://www.huffpost.com/entry/obama-cut-egypt-funding_n_815731, (accessed June 2, 2025).

HUMAN RIGHTS WATCH. (October 9, 2009) “Nobel Spotlights Need for Obama to Act on Rights,” <https://www.hrw.org/news/2009/10/09/nobel-spotlights-need-obama-act-rights>, (accessed May 31, 2025).

JFK Library. (January 20, 1961) “Inaugural Address,” <https://www.jfklibrary.org/learn/about-jfk/historic-speeches/inaugural-address> (accessed Jun 3, 2025).

MANHATTAN DECLARATION. (November 20, 2009) “Manhattan Declaration: A Call of Christian Conscience,” <https://www.manhattandeclaration.org/>, (accessed May 27, 2025).

NAE National Association of Evangelicals. (December 7, 2012) “Open Letter on M

- arriage,” <https://www.nae.org/open-letter-on-marriage/>, (accessed May 27, 2025).
- NATIONAL ARCHIVES. (February 6, 1985) “Address before a Joint Session of the Congress on the State of the Union,” <https://www.reaganlibrary.gov/archives/speech/address-joint-session-congress-state-union-february-1985>, (accessed May 29, 2025).
- The Jimmy Carter Presidential Library and Museum. (n.d.) “Inaugural Address of President Jimmy Carter,” <https://www.jimmycarterlibrary.gov/the-carters/selected-speeches/inaugural-address-of-president-jimmy-carter>, (accessed June 07, 2025).
- THE SENTENCING PROJECT. (April 19, 2018) “Report to the United Nations on Racial Disparities in the U.S. Criminal Justice System,” https://www.sentencingproject.org/reports/report-to-the-united-nations-on-racial-disparities-in-the-u-s-criminal-justice-system/?utm_source=chatgpt.com, (accessed June 3, 2025).
- The White House. (January 20, 2025) “Ending Radical And Wasteful Government DEI Programs And Preferencing,” <https://www.whitehouse.gov/presidential-actions/2025/01/ending-radical-and-wasteful-government-dei-programs-and-preferencing/>, (accessed May 29, 2025).

< 欧文法令 >

- Executive Order 14155, (January 20, 2025).
- “IMPOSING SANCTIONS ON THE INTERNATIONAL CRIMINAL COURT”, Executive Order 13928, (February 6, 2025).
- Jim Crow Law, the Confederate States of America, (1877).
- United States Senate, Constitution of the United States (1787).
- “WITHDRAWING THE UNITED STATES FROM THE WORLD HEALTH ORGANIZATION”, Executive Order 14155, (January 20, 2025).

< 条約 >

- “Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination against Women,” December 18, 1979, *UN General Assembly*.
- UN General Assembly (1981), Convention on the Elimination of all Forms of Discrimination against Women, (1981).
- United Nations Human Rights, International Bill of Human Rights: International Convention on Economic, Social and Cultural Rights (1966).

< 国際機関の決議や文書 >

Civil Rights Act of 1964, Public Law 352, 88th Cong, (July 2, 1964).

Conference of the Parties, Kyoto Protocol to the United Nations framework convention on climate change (1998).

Manhattan Declaration: A call of christian conscience (2009).

UN General Assembly, Resolution 217A (III), Universal Declaration of Human Rights, A/RES/217(III) (December 10, 1948).

United Nations Human Rights, International Bill of Human Rights (1966).

The Charter of the United Nations, the United Nations, (June 26, 1945).